

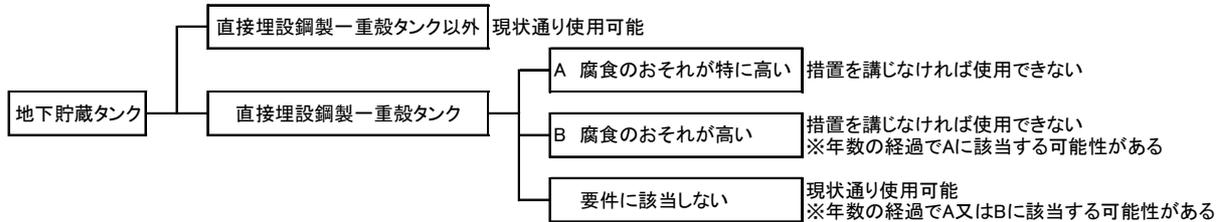
地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要となります！

1 改正の概要

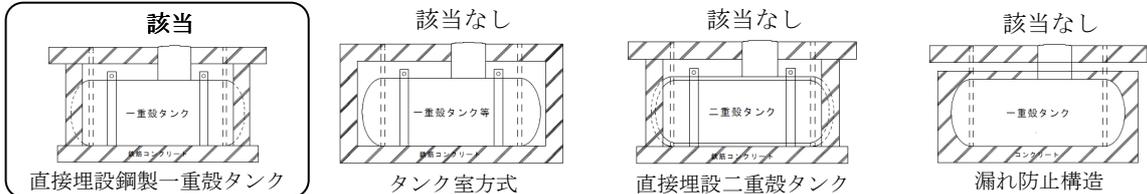
近年、危険物施設からの危険物流出事故が増加傾向で、その中でも地下に埋設された地下貯蔵タンク等の腐食等劣化を原因とし流出する事故が多発しています。このような状況を踏まえ、危険物の流出事故が発生する可能性の高い地下貯蔵タンクの事故を防止するため、法令が改正されました。

改正の概要は、地盤面下に直接埋設された鋼製の一重殻タンク（以下「直接埋設鋼製一重殻タンク」という。）のうち、タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」「腐食のおそれが特に高いもの」と区分し、区分に応じて一定の措置を講ずることとするものです。年数の経過により、措置を行う必要が生じたり、区分が変更されたりする場合があります。

該当するタンクを所有される皆様には、改正趣旨をご理解いただき措置を講じられますようお願いいたします。



2 該当するタンクの設置方法



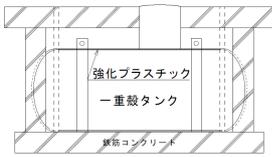
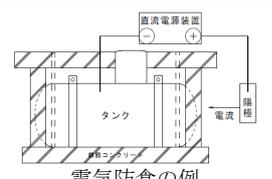
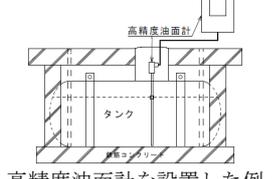
3 タンク外面の塗覆装の種類、設計板厚及び設置年数の要件

塗覆装の種類	設計板厚 (最小値)	設置年数（埋設時の許可に係る完成検査済証交付年月日を起算日）				
		20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
モルタル	3.2mm以上4.5mm未満			B	B	A
	4.5mm以上6.0mm未満				B	A
	6.0mm以上8.0mm未満					A
	8.0mm以上					B
アスファルト	3.2mm以上4.5mm未満		B	B	A	A
	4.5mm以上6.0mm未満			B	B	A
	6.0mm以上				B	A
エポキシ樹脂又は タールエポキシ樹脂	3.2mm以上4.5mm未満				B	A
	4.5mm以上6.0mm未満					A
	6.0mm以上					B
FRP	3.2mm以上4.5mm未満				B	A
	4.5mm以上12.0mm未満					B
	12.0mm以上					

A：腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに該当

B：腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに該当

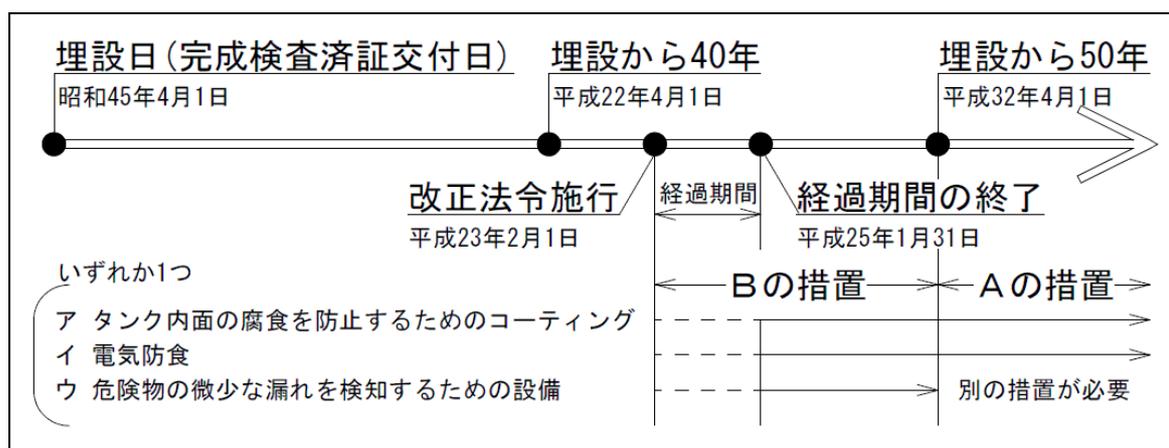
4 必要な措置

措置の種類	措置の例	Aに必要な措置	Bに必要な措置
ア タンク内面の腐食を防止するためのコーティング ※ 工事の際、タンクの状態を調べます。タンクの腐食が進んでいる場合は補修が必要となり、著しく腐食が進んでいる場合はタンクの使用ができなくなります。 ※ タンク内面のコーティングを損傷させないようにするため、油量を自動で表示する装置（以下「油面計」という。）が設置されていない場合、油面計の設置などの措置が必要となります。	 <p>強化プラスチックでコーティングを行った例</p>	いずれか1つ (Bに該当した際にア又はイの措置を行っている場合は、その後Aに該当した際でもそのまま使用できます。)	いずれか1つ
イ 電気防食	 <p>電気防食の例</p>		
ウ 危険物の微少な漏れを検知するための設備 ※ 通常の油面計は該当しません。 ※ Aに該当した際は、ア又はイの措置が必要です。	 <p>高精度油面計を設置した例</p>		

5 その他

- (1) 平成23年2月1日に改正法令が施行され、経過期間は平成25年1月31日までです。
 (平成25年1月31日までは、A又はBに該当しても使用して差し支えありません。)

例 直接埋設鋼製一重殻タンクで、塗覆装の種類が「アスファルト」、設計板厚が「6.0mm」、埋設年月日が「昭和45年4月1日」である場合、埋設後40年でBの措置、50年でAの措置が必要となります。改正法令施行時には40年が経過しているため平成23年2月1日にBの措置が義務となり、経過期間の終了（平成25年1月31日）までにBの措置が必要となります。その後、平成32年4月1日に埋設から50年となるため、平成32年4月1日までにAの措置が必要となります。



- (2) 措置を行うに当たり、消防へ申請又は届出が必要となります。
- (3) 休止中の地下貯蔵タンクは、保安措置を講じ必要な手続がされている場合、再開の前まで当該期限を延長することが可能となる場合があります。詳しい手続は消防本部予防課へお問い合わせください。

問い合わせ先 小樽市消防本部予防課
 住所：小樽市花園2丁目12番1号
 電話：0134-22-9181 ファクス：0134-22-9182